資料１

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和３年６月　日

（名称）西脇市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

西脇市地域内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西脇市コミュニティバス「おりひめバス」は、地域公共交通活性化・再生総合事業による国庫補助を受け、平成21年10月１日から実証運行を開始し、事業終了後の平成23年４月１日以降は、本市単独事業により運行を継続している。

「おりひめバス」は、本市東端部に位置する比延地区の札場バス停留所を起終点とし、地域間幹線系統の主要拠点「西脇病院」、「西脇（アピカ）」、「西脇市駅」の各バス停留所を経由または起終点として運行されている。また、「おりひめバス」が乗り入れる「西脇市駅」停留所は、鉄軌道駅の西日本旅客鉄道の西脇市駅に設置しており、鉄軌道駅とも連接したフィーダー系統となっている。

特に比延地区には、医療機関、商業施設が存在しないため、同地区住民が市内外の医療機関、商業施設などへ行くためには、本系統の利用が必要である。また、地域間幹線系統に乗り換えることによって、通院や買い物などの移動範囲がさらに広がることになり、地域住民の移動手段として必要不可欠な系統であるといえる。
また、中学生にとっては、遠距離通学の手段として、また高校生にとっても、比延地区から高校までを直接つなぐ交通手段として大変重要な系統である。

ループバス「めぐリン」は、神姫バス西脇営業所と隣接する西脇市役所を起終点とし、市街地を車両２台で時計回り、反時計回りの双方向に循環する系統である。この系統は、「おりひめバス」と同様に地域間幹線系統の主要拠点「西脇病院」、「西脇（アピカ）」、「西脇市駅」の各バス停留所を経由地として運行されている。また、この系統が乗り入れる「西脇市駅」停留所は、鉄軌道駅の西日本旅客鉄道の西脇市駅に設置されており、鉄軌道駅とも連接したフィーダー系統となっている。

前述のとおり、両系統は地域間幹線系統のフィーダー系統としての役割を果たしており、両系統がなければ、学生は通学の手段を奪われ、交通手段を持たない高齢者は、外出することすら容易にできず、生活の維持が非常に困難な状況になる。
このように、両系統は当該地域にとって必要不可欠なものであり、本系統の運行を維持し、地域住民の移動手段の確保と地域の活性化を図ることを目的として本計画を策定する。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

ア　おりひめバス
・運行回数：１日３往復以上
・利用者数：１日当たりの利用者数　20人以上

イ　ループバス「めぐリン」
・運行回数
平日：時計回り、反時計回りともに１日10便以上
土曜日：時計回り、反時計回りともに１日５便以上
・利用者数
１日当たりの利用者数　時計回り：20人以上
反時計回り：20人以上

（２）事業の効果

ア　中高生の遠距離通学の支援
イ　高齢者の通院、買い物などの外出支援による生活水準の維持
ウ　利用者のニーズに応えることに伴う利用実績の向上
エ　利用実績の向上に伴う地域公共交通の活性化
オ　利用実績の向上に伴う地域活動や住民活動の活性化

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

老人クラブ、学校等へのモビリティマネジメント（実施主体：西脇市）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

⑴　運行系統の概要

ア　運行ルート

（おりひめバス）

西脇市駅～みらいえ（茜が丘複合施設）～西脇高校前～西脇（アピカ）～西脇市役所（新庁舎）～西脇病院～こみせん比也野～住吉町（札場）

（ループバス「めぐリン」）
・時計回り
西脇市役所～西脇市駅～西脇高校南～みらいえ～西脇（アピカ）～西脇病院～西脇市役所
・反時計回り
西脇市役所～西脇病院～西脇（アピカ）～みらいえ～西脇高校南～西脇市駅～西脇市役所

イ　地域間幹線系統との接続バス停留所

バス種別	ループバス「めぐリン」、おりひめバス
接続バス停留所	西脇病院、西脇市駅
地域間幹線系統	西脇市駅～中安田 ・鍛冶屋～鳥羽上
接続鉄軌道	ＪＲ加古川線

ウ　運行日
・おりひめバス：月曜日～金曜日の週５日
・ループバス「めぐリン」：月曜日～土曜日の週６日
（いずれも祝休日及び 12 月 29 日～翌年１月３日は運休）

エ　運賃

均一 100 円
オ　フリー乗降区間
高齢者等が利用しやすいように、バス停以外でも自由に乗降できる区間を設定（おりひめバスのみ）
カ　車両・運行形態
小型バス・乗合バス形式又はワゴン・乗合バス形式

⑵　運行予定者
神姫グリーンバス株式会社

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

西脇市が負担する。西脇市が負担する額（運行経費補助金）については、運行事業者（神姫グリーンバス株式会社）の経常損益額から国庫補助金を差し引いた額とする。

６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

神姫グリーンバス株式会社

７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

11．外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

該当なし

12．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表５を添付

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

令和３年４月１日再編前の「つくしバス」において使用していたワゴンタイプの車両２台を、ループバス「めぐリン」において使用する。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

・ループバス「めぐリン」運行回数
平日：時計回り、反時計回りともに１日10便以上
土曜日：時計回り、反時計回りともに１日５便以上
・ループバス「めぐリン」利用者数
１日当たりの利用者数　時計回り：20人以上
反時計回り：20人以上

（２）事業の効果

ア　中高生の遠距離通学の支援
イ　高齢者の通院、買い物などの外出支援による生活水準の維持
ウ　利用者のニーズに応えることに伴う利用実績の向上
エ　利用実績の向上に伴う地域公共交通の活性化
オ　利用実績の向上に伴う地域活動や住民活動の活性化

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表６を添付
なお、西脇市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成29年５月31日　地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議・承認
平成29年８月10日　地域内フィーダー系統確保維持計画について書面協議
平成30年２月28日　地域内フィーダー系統確保維持計画（変更）について説明・協議・承認
平成30年６月22日　地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議・承認
平成30年11月21日　西脇市地域公共交通網形成計画（案）について説明・協議
平成31年２月18日　西脇市地域公共交通網形成計画（案）について書面協議・承認
令和元年６月12日　地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議・承認
令和２年７月６日　地域内フィーダー系統確保維持計画について書面協議・承認
令和２年11月25日　地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について説明・協議・承認
令和３年６月14日　地域内フィーダー系統確保維持計画について書面協議

18. 利用者等の意見の反映状況

ループバス「めぐリン」のルートの設定に当たって、地元区長等と調整を行った。

19. 協議会メンバーの構成員

国土交通省	神戸運輸監理部兵庫陸運部首席企画専門官
兵庫県	北播磨県民局加東土木事務所長
西脇警察署	交通課長
西脇市	都市経営部長
神姫バス株式会社	西脇営業所長
	本部労働組合執行委員
神姫グリーンバス株式会社	代表取締役
公益社団法人兵庫県バス協会	専務理事
一般社団法人兵庫県タクシー協会	理事
西日本旅客鉄道株式会社	加古川駅管区加古川線区長
市民の代表	西脇地区区長会長
	津万地区区長会長
	日野地区区長会長
	重春地区区長会長
	野村地区区長会長
	比延地区区長会長
	芳田地区区長会長
	黒田庄地区区長会長
	西脇市老人クラブ連合会長
	西脇市身体障害者福祉協会長
	西脇市消費者協会長
	西脇商工会議所女性会長
	西脇市商業連合会長
	西脇市ＰＴＡ連合会長

（オブザーバー）	県土整備部県土企画局交通政策課副課長
	北播磨県民局加東土木事務所多可事業所長
	多可町企画秘書課長

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）兵庫県西脇市下戸田 128 番地の１
（所　属）西脇市都市経営部次世代創生課
（氏　名）宮田　和平
（電　話）0795-22-3111
（e-mail）kikaku@city.nishiwaki.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
　また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

　実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
　各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。
　外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	⑴-1 西脇市内循環（時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 みらいえ 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.5km 復 循環	294日	2736回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		西脇市内循環 ⑴-2 （時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.3km 復 循環	294日	345回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		⑵-1 西脇市内循環（反時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.6km 復 循環	294日	2493回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		西脇市内循環 ⑵-2 （反時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.4km 復 循環	294日	294回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(3)　西脇市駅～札場	西脇市駅	西脇アピカ	札場	往19.7km 復19.7km	243日	121.5回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(4) 西脇市駅～みらいえ～札場	西脇市駅	みらいえ 西脇アピカ	札場	往20.2km 復20.2km	243日	364.5回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	⑴-1 西脇市内循環（時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 みらいえ 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.5km 復 循環	293日	2734回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		西脇市内循環 ⑴-2 （時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.3km 復 循環	293日	342回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		⑵-1 西脇市内循環（反時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.6km 復 循環	293日	2490回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		西脇市内循環 ⑵-2 （反時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.4km 復 循環	293日	293回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(3)　西脇市駅～札場	西脇市駅	西脇アピカ	札場	往19.7km 復19.7km	244日	122回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(4) 西脇市駅～みらいえ～札場	西脇市駅	みらいえ 西脇アピカ	札場	往20.2km 復20.2km	244日	366回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	⑴-1 西脇市内循環（時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 みらいえ 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.5km 復 循環	293日	2730回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		西脇市内循環 ⑴-2 （時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.3km 復 循環	293日	343回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		⑵-1 西脇市内循環（反時計回り）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.6km 復 循環	293日	2487回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		西脇市内循環 ⑵-2 （反時計回り・みらいえ非経由）	西脇市役所	西脇市駅 西脇アピカ	西脇市役所	往 14.4km 復 循環	293日	293回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(3)　西脇市駅～札場	西脇市駅	西脇アピカ	札場	往19.7km 復19.7km	243日	121.5回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③
		(4) 西脇市駅～みらいえ～札場	西脇市駅	みらいえ 西脇アピカ	札場	往20.2km 復20.2km	243日	364.5回		路線定期	①	神姫グリーンバス㈱が運行する補助対象地域間幹線系統（西脇市駅～鳥羽上）と西脇市駅、西脇（アピカ）で接続	③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西脇市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	25,722
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

表6　車両の取得計画の概要（車両減価償却費等補助）（地域内フィーダー系統）

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）		補助対象車両の種別 イ	ロ	ハ	乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	1	(1)-1 (1)-2 (2)-1 (2)-2	西脇市内循環（時計回り） 西脇市内循環（時計回り・みらい え非経由） 西脇市内循環（反時計回り） 西脇市内循環 （反時計回り・みらいえ非経由）	小型車両			13	H29.10			一括
		2	（　）									
		3	（　）									
		4	（　）									
		5	（　）									

（注）

1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。